有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令 概要

1 改正の目的

行政手続における押印の見直しについては、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、令和2年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正等を行うこととされている。規制改革推進会議が提示する基準により、省令等に規定する「様式」に押印欄があるものは、押印等を求める積極的意味合いが大きいものを除き、原則廃止とされている。

有線電気通信法施行規則は、各申請等について様式を定めており、当該様式で押印欄を設けているところであるが、検討の結果、押印等を求める意味合いが大きいとはいえないことから、押印等を廃止するための所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

下記の省令に規定する様式等から「印」及びこれに準ずる記載を一律削除する。

·有線電気通信法施行規則(昭和28年郵政省令第36号)

3 施行日

令和2年12月1日から施行するものとする。